

平成25年度第1回岡山県障害者施策推進審議会次第

日時：平成25年7月22日（月）

13：30～14：30

場所：ピュアリティまきび 3階橋

1 開 会

2 会長の選任

3 議 題

(1) 障害者施策をめぐる動向について

(2) 第3期岡山県障害福祉計画の進捗状況について

(3) 第4期岡山県障害福祉計画（仮称）の策定について

4 そ の 他

<資料>

- 配席図
- 委員名簿
- 岡山県障害者施策推進審議会条例
- 資料1（障害者施策をめぐる動向について）
- 資料2（第3期岡山県障害福祉計画の進捗状況について）
- 資料3（第4期岡山県障害福祉計画（仮称）の策定について）
- 第3期岡山県障害福祉計画
- 平成25年度保健福祉部行政の概要
- 岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画
- ハートネット晴れの国（チラシ）

障害者福祉制度の変遷

資料1

共生社会の実現

【H23】

障害者基本法
の一部改正

【H5】

心身障害者対策基本法(S56)
から障害者基本法へ

【S56】

国際障害者年

～完全参加と平等～

障害者基本法

身体障害者福祉法
(昭和24年)

知的障害者福祉法

精神保健福祉法

【H10】

精神薄弱者福祉法(S35)
から知的障害者福祉法へ

【H7】

精神保健法(S25)
から精神保健福
祉法へ

【S62】

精神衛生法
(S25)から
精神保健法へ

【H15】

支援費制度スタート

【H18】

障害者自立支援法施行

【H25】

障害者総合支援法施行

3障害共通の
制度へ

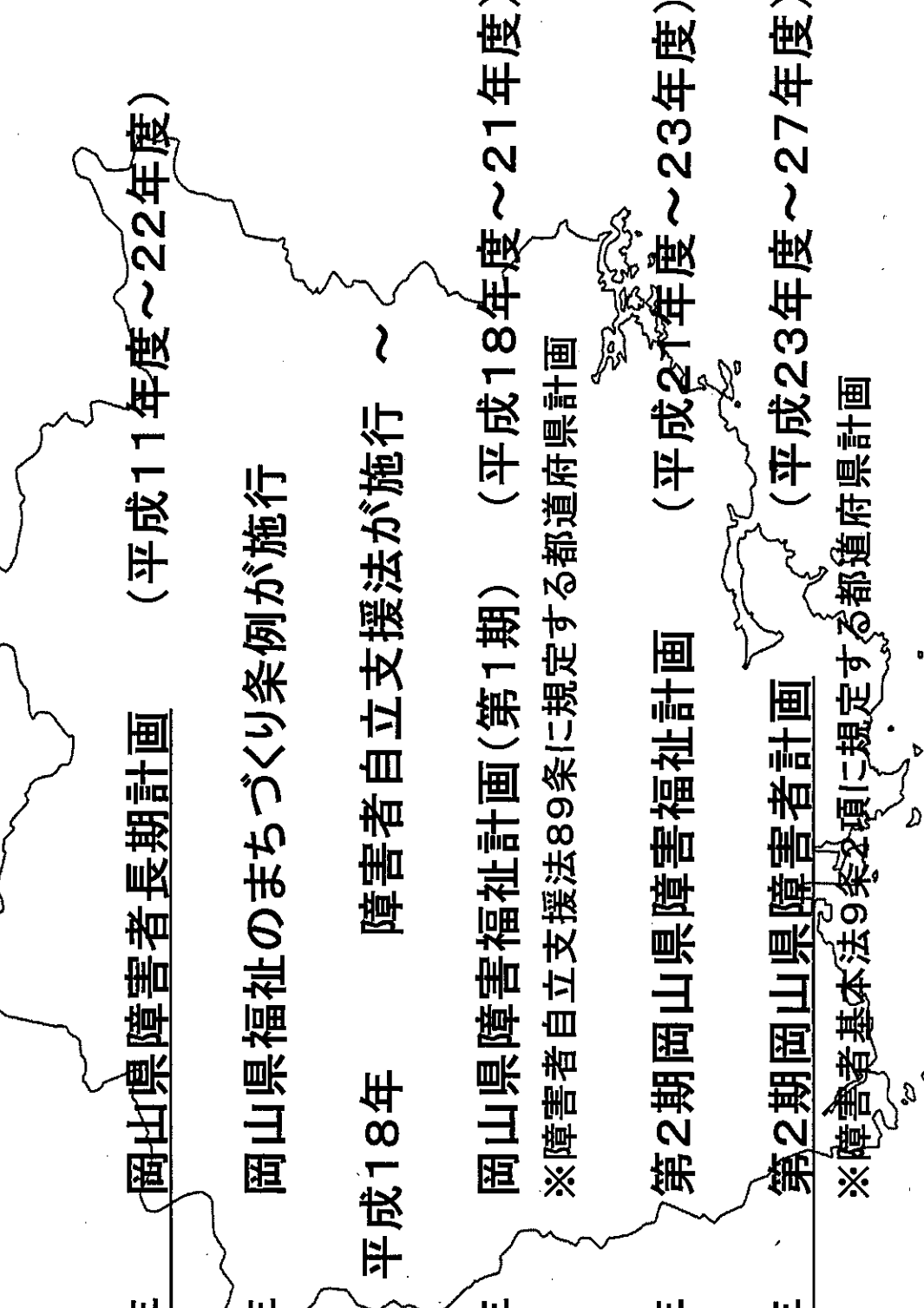
措置制度から
支援費制度へ

地域社会での
共生の実現

障害者自立支援法以降の経緯

平成18年 4月 12月	障害者自立支援法の施行（同年10月に完全施行） 法の円滑な運営のための特別対策 (①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法移行のための経過措置)
平成19年12月	障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 (①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進)
平成20年12月	社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ
平成21年 3月 9月	「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」国会提出 → 同年7月、衆議院の解散に伴い廃案 連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針
平成22年 1月 4月 6月 12月	厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護士との基本合意 障がい者制度改革推進会議において議論開始 低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(閣議決定) 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの 間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(議員立法)が成立
平成23年 6月 7月 8月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(議員立法)が成立 「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」取りまとめ
平成24年3月	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の 整備に関する法律案」閣議決定・国会提出
平成25年6月	同法律案及び「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案」が成立 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立

本県の障害福祉の変遷

- 
- 平成11年 岡山県障害者長期計画 (平成11年度～22年度)
 - 平成12年 岡山県福祉のまちづくり条例が施行
～平成18年 障害者自立支援法が施行～
 - 平成18年 岡山県障害福祉計画(第1期) (平成18年度～21年度)
※障害者自立支援法89条に規定する都道府県計画
 - 平成21年 第2期岡山県障害福祉計画 (平成21年度～23年度)
 - 平成23年 第2期岡山県障害者計画 (平成23年度～27年度)
※障害者基本法9条2項に規定する都道府県計画
 - 平成24年 第3期岡山県障害福祉計画 (平成24年度～26年度)

※各期の障害福祉計画は、障害者長期計画・障害者計画の実施計画として位置付け

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に 間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化 [市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化]

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 (障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し [18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられないようにする。]

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成23年10月1日) から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設 (同行援護。個別給付化)
- (その他) (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3) 児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4) 事業者の業務管理体制の整備、(5) 精神科救急医療体制の整備等、(6) 難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成24年4月1日) から施行

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①~③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講ずるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

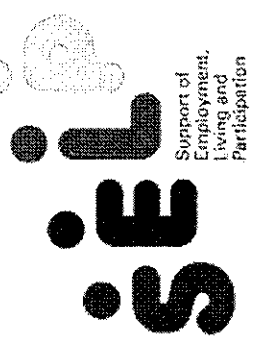
5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える。)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直し法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

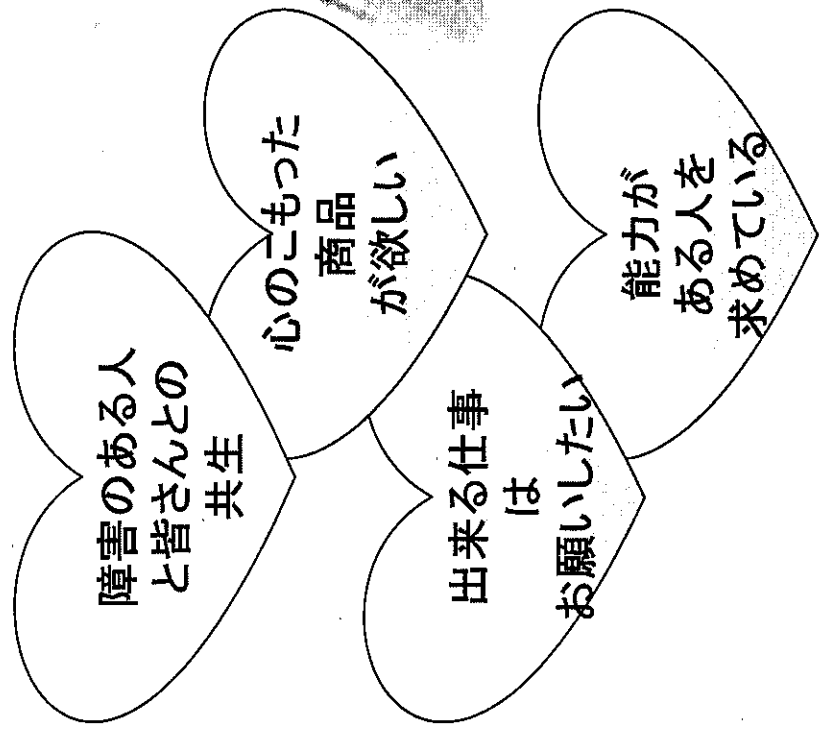
障害のある人たちの働く願いを込めて...



ハートネット晴れの国

<http://www.optic.or.jp/SELP-okayama/>

皆さんと障害のある人を 結び付ける仕組みです。



事業所(施設)紹介

私たちの活動を紹介します。

インターネット販売
セルプシヨップ

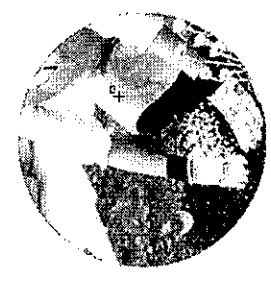
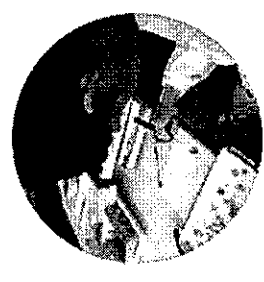
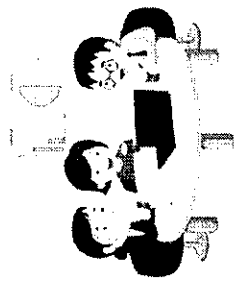
一つひとつに想いを込めて
大切にお届けします。

しごとカタログ
しごとへの依頼

この仕事をお願いしたい。

しごとカタログ
しごとへの請負

そのお仕事、私達に
お手伝いさせて下さい！



お問合せは、
岡山県セルプセンター
TEL/FAX: 086-222-0300

1 第3期障害福祉計画の数値目標と24年度実績

① 数値目標（H26年度目標）

(1) 地域生活移行の促進

① 施設入所から地域生活への移行

	項目	目標	H24年度		備考
			実績	達成率	
入所施設から地域生活への移行者数	年度末の入所者数 (A)	2,416	2,278	94.3%	基準値 (17年10月1日時点) 2,738人
	減少数 (基準値 - (A))	322	460	142.9%	
	減少割合 (基準値 / (A))	11.8%	16.8%	—	
	地域生活移行者数 (B)	750	688	91.7%	(H17.10~H25.3実績)
	移行割合 ((B) / 基準値)	27.4%	25.1%	—	

② 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

	項目	目標	H24年度		備考
			実績	達成率	
1年未満入院者の平均退院率	1年間の実績 (A) ※	77.0%	75.7%	98.3%	基準値 (20年調査時) 73.9%
	増加率 ((A) / 基準値 - 1)	4.2%	2.4%	—	
5年以上かつ65歳以上の退院者数	退院者数 (B) ※	158	156	98.7%	基準値 (23年調査時) 132人
	増加率 ((B) / 基準値 - 1)	19.7%	18.2%	—	

※6月～翌年5月の実績(概算)

(2) 就労移行の促進

① 福祉施設から一般就労への移行の促進

	項目	目標	H24年度		備考
			実績	達成率	
福祉施設から一般就労への移行者数	年間一般就労移行者数 ※	202	50	24.8%	基準値 (過去3年間平均) 50.6人
	過去3年間平均に対する倍率	4.0倍	0.99倍	—	

※H24年度9月までの数値

② 就労移行支援事業の利用促進

	項目	目標	H24年度		備考
			実績	達成率	
就労移行支援事業の利用者数	福祉施設利用者数 (A)	8,539	8,137	95.3%	
	就労移行支援事業の利用者数 (B)	607	226	37.2%	
	利用者割合 (B) / (A)	7.1%	2.8%	39.4%	

③就労継続支援(A型)事業の利用促進

	項目	目標	H24年度		備考
			実績	達成率	
就労継続支援 (A型)事業の 利用者の割合	就労継続支援(A型)事業 の利用者(A)	1,191	1,416	118.9%	
	就労継続支援(B型)事業 の利用者	2,856	2,863	100.2%	
	就労継続支援(A型+B 型)事業の利用者(B)	4,047	4,279	105.7%	
	就労継続支援(A型)事業 の利用者の割合(A)／ (B)	29.4%	33.1%	112.6%	

④労働施策に関する数値目標

	項目	目標	H24年度		備考
			実績	達成率	
労働施策に関す る数値目標	公共職業安定所(ハロー ワーク)経由による福祉施 設利用者の就職者	202	133	65.8%	
	障害者の態様に応じた多様 な委託訓練事業の受講者	61	27	44.3%	
	障害者試行雇用事業の開始 者	101	70	69.3%	
	職場適応援助者による支援 の対象者	101	72	71.3%	

② その他の目標

ア 工賃の向上

就労継続支援（B型）事業所における工賃（県内平均工賃月額）の引き上げ

目 標		実 績
22年度	34,000円	10,967円
23年度		11,077円
24年度※	12,000円	11,828円 (暫定)
25年度※	14,000円	
26年度※	16,500円	

※「障害のある人の自立に向けた所得向上計画」に盛り込まれた目標額

イ 法定雇用率の達成の推進

障害者法定雇用率（1.8%）の達成へ向けた実雇用率の引き上げ

（計画策定時）23年度 1.74%（全国平均：1.65%）

（実 績）24年度 1.82%（全国平均：1.69%）

ウ 特別支援学校高等部卒業者の就職率の向上

（計画策定時）21年度 18.0%（全国平均：23.6%）

22年度 21.2%（全国平均：24.3%）

（実 績）23年度 33.3%（全国平均：25.0%）

24年度 38.0%（全国平均：集計中）

2 障害福祉サービスの見込量と実績

① サービスの見込量と実績

サービス種別	24年度					
	見込量		実績		達成率	
	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【時間/月】	実利用者数 【人/月】	利用実績 【時間/月】	実利用者数	利用量
(1) 訪問系サービス						
居宅介護	2,255	27,920.2	2,127	31,387.0	94.3%	112.4%
重度訪問介護	151	16,313.0	140	16,611.0	92.7%	101.8%
同行援護	105	2,323.0	134	2,262.0	127.6%	97.4%
行動援護	63	1,225.5	52	1,224.0	82.5%	99.9%
重度障害者等包括支援	4	364.0	0	0.0	0.0%	0.0%
計	2,578	48,145.7	2,453	51,484.0	95.2%	106.9%
(2) 日中活動系サービス						
生活介護	3,319	63,980	3,451	67,911	104.0%	106.1%
自立訓練【機能訓練】	21	433	4	67	19.0%	15.5%
自立訓練【生活訓練】	212	4,268	177	2,787	83.5%	65.3%
就労移行支援	442	8,049	226	4,348	51.1%	54.0%
就労継続支援【A型】	934	18,404	1,416	28,080	151.6%	152.6%
就労継続支援【B型】	2,579	45,621	2,863	49,153	111.0%	107.7%
療養介護	132		434		328.8%	
児童デイサービス						
短期入所	421	2,239	374	2,184	88.8%	97.5%
計	8,060	142,994	8,945	154,530	111.0%	108.1%
(3) 居住系サービス						
共同生活援助【GH】						
共同生活介護【CH】						
計	1,252		1,306		104.3%	
施設入所支援	2,412		2,278		94.4%	
(4) 相談支援						
計画相談支援	1,164		387		33.2%	
地域移行支援	106		9		8.5%	
地域定着支援	422		133		31.5%	

3 岡山県地域生活支援事業の実施状況

事業名	平成24年度利用者数等		
	目標	実績	達成率
(3) 各種人材の養成・資質向上	—	—	—
①障害程度区分認定調査員等の養成	—	—	—
障害程度区分認定調査員	50人/年	45人/年	90.0%
市町村審査会委員	30人/年	23人/年	76.7%
②相談支援従事者の養成	—	—	—
初任者研修	100人/年	118人/年	118.0%
現任研修	50人/年	67人/年	134.0%
③サービス管理責任者の養成	200人/年	424人/年	212.0%
④居宅介護従事者等の養成	—	—	—
行動援護従事者	40人/年	21人/年	52.5%
⑤手話通訳者等の養成	—	—	—
手話通訳者	6人/年	2人/年	33.3%
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー	11人/年	11人/年	100.0%
手話奉仕員	32人/年	27人/年	84.4%
点訳奉仕員	8人/年	7人/年	87.5%
朗読奉仕員	15人/年	8人/年	53.3%
要約筆記者	35人/年	58人/年	165.7%
パソコンボランティア	18人/年	24人/年	133.3%
音声機能障害者発声訓練指導者	3人/年	1人/年	33.3%
⑥身体障害者・知的障害者相談員への研修	—	—	—
身体障害者相談員	200人/年	197人/年	98.5%
知的障害者相談員	125人/年	118人/年	94.4%

第4期岡山県障害福祉計画（仮称）策定スケジュール（素案）

時 期	項 目	関係機関	第3期策定時の状況	
<H25年> 11月	計画評価マニュアルの提示（国）		平成23年	
↓	調査方法等の検討			
<H26年> 1月	計画作成に係る基本指針等の提示（国）			
5月～6月	・市町村計画の実施状況把握 ・地域の課題の整理 ・圏域ごとの現状把握・分析			
7月～9月	サービス量・サービス基盤の量の見込みの検討			
（未定）	計画作成に係る基本指針の告示（国）		12月27日	計画作成に係る基本指針の告示（国）
	基本方針（案）の作成			
10月下旬	基本方針（案）の策定	岡山県障害者施策推進審議会	10月28日	第1回 ・法改正の状況報告 ・第2期の実績報告 ・第3期の基本方針（案）の策定
	素案の作成			
11月下旬	素案の検討	岡山県障害者施策推進審議会	12月16日	第2回 ・素案の作成
11月下旬	素案報告	議会委員会	12月19日	
12月中旬 ～平成27年 1月中旬	パブリックコメント実施	市町村、関係団体	12月19日 ～平成24年 1月20日	パブリックコメント実施
1月下旬	パブリックコメント結果報告	議会委員会	2月6日	
2月中旬	最終案報告	議会委員会		
2月中旬	最終案の審議	岡山県障害者施策推進審議会	2月8日	第3回 ・最終案の審議
2月下旬	計画策定		2月29日	

岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画

第1 策定の趣旨

障害のある人の自立を進めるためには、障害のある人の所得の向上を図ることが必要です。

このため、関連の施策等を一元化し、総合的な取組を進め、障害者就労施設等の売上の拡大を通じて、障害のある人の所得の向上を図るため、県内の障害者就労施設等の現状などを踏まえながら、この計画を策定するものです。

第2 計画の性格・位置付け

この計画は、国が定める『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』に即した、県内の就労継続支援B型事業所を対象とする工賃向上計画及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達法」という。）第9条の規定による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針（以下「調達方針」という。）として位置付けます。

なお、障害のある人の雇用対策など、障害者就労施設等の売上の拡大以外の施策等については、この計画の対象としていません。

第3 計画の期間及び対象事業所

1 計画の期間

平成24年度から平成26年度までの3か年とします。

2 計画の対象事業所

- 調達方針に係る部分 優先調達法第2条第4項の障害者就労施設等
- 上記以外 就労継続支援B型事業所

第4 目標工賃（県内の就労継続支援B型事業所の平均月額）

平成26年度	16,500円
平成25年度	14,000円
平成24年度	12,000円

〈参考〉目標工賃を時間額で設定した事業所があることから、その平均値を参考に記載します。

平成26年度	170円
平成25年度	161円
平成24年度	143円

第5 計画の進捗管理

平成26年度までの各年度において、この計画の達成状況を調査し、県のHP等で公表します。ただし、調達方針に係る部分については、別途の取扱いとします。

第6 事業所等と県の役割

1 事業所等の役割

工賃の向上は、各事業所の就労支援に向けた強い意識や主体的な取組があつて初めて実現するものです。各事業所は、「工賃向上計画」を作成し、その実現に向けて、管理者が中心となり、事業所の全職員が利用者やその家族等とともに、地域と連携しながら取組を進めます。

2 県の役割

県は、各事業所が工賃向上への取組を円滑に進めることができるよう、国の補助金等を活用するなどして関係施策の充実に努めるとともに、調達方針に基づき障害者就労施設等からの調達の拡大に取り組み、この計画に掲げる目標達成を目指します。

第7 支援のための具体的方策

1 岡山県セルフセンターの機能強化

事業所で生産する製品の共同受注や販路拡大、工賃向上に関する情報収集やその提供など、工賃向上の中核的組織として岡山県セルフセンターの機能強化を図ります。

2 専門家派遣

事業所は、経営や専門技術のノウハウに乏しいことから、事業所の経営や生産する製品に関する技術に関しての専門家を派遣します。

3 各種研修会の実施等

経営に関する研修や優良事例を紹介する研修等を実施し、管理者や職員の意識の向上を図ります。

4 事業所と企業間の情報のマッチング

事業所と企業双方の情報を一元的に管理し、両者をマッチングする仕組みづくりを進めます。

5 農業分野での受託作業等の拡大

農作業の受託や農産物の6次産業化など、農業分野における受注機会等の拡大を図ります。

6 販路の拡大

各種店舗をはじめ、高速道路のサービスエリア、道の駅、官公庁の売店、商店街の空き店舗など多様な販売拠点の開設やカタログ販売といった新たな販売ツールの開拓など、販路の拡大に向けた取組を進めます。

7 市町村への働きかけの強化

地域で障害者を支える仕組みづくりを進めるため、事業所の取組を積極的に支援してもらうよう、市町村への働きかけを強化します。

8 経済団体等との連携・協力の推進

情報の提供や経営指導などの協力が得られるよう経済団体や農業団体などとの連携・協力を推進します。

第8 障害者就労施設等からの優先調達への推進

障害のある人の工賃向上を進める上で、官公需の拡大が効果的であることから、県では、別紙の調達方針により、障害者支援施設や就労継続支援事業所など県内の障害者就労施設等からの物品等の優先調達に取り組みます。

第9 計画の見直し

経済や雇用等の状況に応じて、随時、この計画の見直しを行います。

附 則

この計画は、平成25年5月20日から施行します。

＜調達方針＞

(1) 適用範囲

この方針は、知事部局、教育庁、警察本部、企業局、議会事務局、監査事務局、各種行政委員会の事務局及び全出先事務所（学校、警察署等を含む。）に適用します。

(2) 対象となる施設等及び物品等

この方針の対象施設等は、その所在地又は住所が県内にある、優先調達法第2条第4項の障害者就労施設等とします。

また、対象となる物品等は、対象施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）とします。

(3) 調達の目標

平成25年度は、各部局等において、物品及び役務のそれぞれについて、平成24年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標として設定します。

(4) 基本的な考え方

①全庁的な取組の推進

障害のある人の自立に資するため、全庁において、可能な限り幅広い分野からの調達に努めます。

②予算の適正な執行等との調整

調達に関する他の施策等との調和を図るとともに、調達に係る施策の効果的な実施や予算の適正な執行に努めます。

③障害者就労施設等との協働による推進

障害者就労施設等に対し、官公需の拡大に資する自主的・主体的な取組を促しつつ、施設等との協働による調達の推進に努めます。

④地域的偏在への配慮

出先事務所における当該管轄内の施設からの調達実施や市町村との連携等を通じて、調達に当たって地域的偏在が生じることのないよう努めます。

(5) 調達の推進のための具体的方策等

①調達の推進体制の整備

障害者就労施設等からの調達に関するセンター機能を保健福祉部（障害福祉課）に設け、障害者就労施設等への調達情報の提供や、施設等や各部局からの問い合わせへの対応を行うとともに、各部局等に対して各施設の取扱商品の一覧など分かりやすい情報を適時適切に提供します。

また、必要に応じて、各部局等による会議を開催するなど、調達の推進に向けた連絡調整等を行います。

②随意契約方式の活用等

各部局等は、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするなど、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令、県財務規則など関係規定に従い、随意契約方式を活用しながら障害者就労施設等からの調達を行います。

③共同受注組織等の活用

共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととし、専用サイト上でのマッチングシステムの活用など、共同受注窓口である岡山県セルフセンターを介した調達の推進に努めます。

④障害者就労施設等への配慮

各部局等は、障害者就労施設等に対して、調達情報の提供に努めます。また、障害者就労施設等からの調達を行うに当たっては、可能な限り、その仕様を明確化するとともに、障害者就労施設等の特性に配慮した納期の設定に努めます。

⑤障害者就労施設等への働きかけ

障害者就労施設等に対して、適切な情報発信をはじめ、物品等の質の確保や品目等の拡大など、調達の拡大に向けた主体的かつ前向きな取組を促します。

⑥市町村との連携等

適時適切な情報提供や的確・必要な助言など、市町村との連携を深めながら、障害者就労施設等からの調達を全県的に進めます。

⑦公契約における障害者の就業を促進するための措置等

本県では、総合評価落札方式における評価項目に障害者雇用の有無を設定し、公契約における障害者の就業促進に努めます。

(6) 進行管理等

年度終了後、各部局等における調達の実績を取りまとめ、その概要を公表します。

また、次年度の調達方針に反映できるよう、年度途中における調達状況の把握など進行管理にも努めます。

【参考】

○県内の障害者就労施設等 (H25. 4. 1)

- ・障害者支援施設 (48施設) ・地域活動支援センター (81施設)
- ・就労継続支援A型事業所 (90施設) ・就労継続支援B型事業所 (133施設)
- ・障害者雇用促進法の特例子会社 (4社)

○H23年度の工賃実績 (): 全国平均

- ・就労継続支援A型事業所 66,880円 (71,513円)
- ・就労継続支援B型事業所 11,077円 (13,586円)

○H24年度の本県における調達実績

569,595円

岡山県障害者施策推進審議会条例

(趣旨)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県障害者施策推進審議会(以下、「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

一 関係行政機関の職員

二 学識経験のある者

三 障害者

四 障害者の自立と社会参加に関する事業に従事する者

2 前項第二号から第四号までの委員の任期は、2年とする。ただし、同項第二号から第四号までの委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第二号から第四号までの委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和四七年条例第三六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年条例第四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年条例第九号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第一条の改正規定中「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改める部分は、公布の日から施行する。

（平成六年規則第三六号で平成六年六月一日から施行）

附 則（平成一二年条例第九六号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一七年条例第五三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年条例第三八号）抄

（施行期日）

- 1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は規則で定める日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は規則で定める日から施行する。

（平成二十四年規則第四十六号で平成二十四年五月二十一日から施行）

（経過措置）

- 2 第二条の規定による改正前の岡山県障害者施策推進協議会条例第一条に規定する岡山県障害者施策推進協議会は、第二条の規定による改正後の岡山県障害者施策推進審議会条例第一条に規定する岡山県障害者施策推進審議会となり、同一性をもって存続するものとする。